



# 鳥取県公報

平成14年 3月29日(金)  
号外第54号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

|            |   |    |
|------------|---|----|
| <b>規 則</b> | 鳥取県特別医療費助成条例施行規則の一部を改正する規則 (35) (障害福祉課) .....               | 2  |
|            | 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部を改正する規則 (36) (＃) .....            | 4  |
|            | 鳥取県立岩井長者寮管理規則及び鳥取県立福原荘管理規則の一部を改正<br>する規則 (37) (長寿社会課) ..... | 12 |
|            | 鳥取県立保育専門学院学則の一部を改正する規則 (38) (子育て支援課) .....                  | 13 |
|            | 鳥取県児童福祉法施行細則の一部を改正する規則 (39) (＃) .....                       | 16 |
|            | 理学療法士及び作業療法士修学資金貸付規則の一部を改正する規則 (40) (医務薬事課) ...             | 17 |

——公布された規則のあらまし——

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部を改正する規則

- 1 精神障害者保健福祉手帳の交付申請等及び通院医療に係る公費負担の申請等に係る申請書等の様式について、所要の改正を行うこととした。(様式第9号、様式第10号、様式第10号の2、様式第27号、様式第28号関係)
- 2 精神障害者社会復帰施設の設置等に関する届出の様式を定めることとした。(第24条、様式第29号～様式第31号関係)
- 3 精神障害者居宅生活支援事業の実施等に関する届出の様式を定めることとした。(第25条、様式第32号～様式第34号関係)
- 4 その他所要の規定の整備を行うこととした。
- 5 施行期日等
  - (1) この規則は、平成14年4月1日から施行することとした。
  - (2) 所要の経過措置を講ずることとした。

鳥取県立岩井長者寮管理規則及び鳥取県立福原荘管理規則の一部を改正する規則

- 1 鳥取県立岩井長者寮管理規則の一部改正
 

岩井長者寮の使用料に係る経済的事情による区分のうち、D階層又は22階層に該当する要件となる対象収入額を4,172,881円以上(現行 4,177,681円以上)に、21階層に該当する要件となる対象収入額を4,172,880円以下(現行 4,177,680円以下)に引き下げるとともに、C10階層及びD階層並びに20階層から22階層までの使用料の額を200円引き下げることとした。(附則別表、別表関係)
- 2 鳥取県立福原荘管理規則の一部改正
 

福原荘についても1と同様の措置を講ずることとした。(附則別表、別表関係)
- 3 施行時期
 

この規則は公布の日から施行し、改正後の内容は、平成13年12月1日から適用することとした。

鳥取県立保育専門学院学則の一部を改正する規則

- 1 修業教科目、単位数及び授業の方法を改めることとした。(別表第1関係)
- 2 卒業に必要な修業教科目数及び単位数を改めることとした。(別表第2関係)
- 3 単位の算定方法を定めることとした。(第6条の2関係)
- 4 施行期日等
  - (1) この規則は、平成14年4月1日から施行することとした。
  - (2) 所要の経過措置を講ずることとした。

理学療法士及び作業療法士修学資金貸付規則の一部を改正する規則

- 1 理学療法士及び作業療法士修学資金に将来県内において言語聴覚士の業務に従事しようとする者に対して貸し付ける資金を加えることとした。(第1条、第3条、第11条、第13条、様式第1号、様式第2号、様式第5号の2、様式第6号、様式第8号～様式第18号関係)
- 2 修学資金の名称を理学療法士等修学資金に改めることとした。(題名、様式第4号関係)
- 3 修学資金貸付申請書に添付する書類に、修学資金の貸付けを受けようとする理由を記載した書面を加えることとした。(第6条関係)
- 4 その他所要の規定の整備を行うこととした。
- 5 この規則は、平成14年4月1日から施行することとした。

## 規 則

鳥取県特別医療費助成条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成14年 3月29日

鳥取県知事 片 山 善 博

### 鳥取県規則第35号

#### 鳥取県特別医療費助成条例施行規則の一部を改正する規則

鳥取県特別医療費助成条例施行規則(昭和48年鳥取県規則第53号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削る。

| 改 正 後   | 改 正 前   |
|---|---|
| <p>(条例別表第5号の規則で定める者)</p> <p>第2条 条例別表第5号の規則で定める者は、前年の所得(1月1日から6月30日までの間の医療に係る医療費を負担することとなる者については、前々年の所得とする。)について、所得税法(昭和40年法律第33号)その他の所得税に関する法令の規定によ</p> | <p>(条例別表第3号及び第5号の規則で定める者)</p> <p>第2条 条例別表第3号及び第5号の規則で定める者は、前年の所得(1月1日から6月30日までの間の医療に係る医療費を負担することとなる者については、前々年の所得とする。)について、所得税法(昭和40年法律第33号)その他の所得税に関する法</p> |

り所得税を納める義務がない者とする。

様式第5号(第7条関係)

特別医療費経理状況調

( 年度 / 四半期) 市町村名

略

(注) 1 略

2 支出済額の欄のうち、条例別表第4号、条例別表第5号及び条例別表第6号のそれぞれの金額については、支出済額が被保険者等負担金の額から条例に規定する一部負担金に相当する額を控除した額を超えるときは、当該控除した額を記入すること。

3 略

様式第6号(第8条関係)

特別医療費補助事業実績報告書

職 氏 名 様

鳥取県特別医療費助成条例施行規則第8条の規定に基づき、年度における事業実績を次のとおり報告します。

市町村長 氏 名 印

略

(注) 1 略

2 助成費支出額の欄のうち、条例別表第4号、条例別表第5号及び条例別表第6号のそれぞれの金額については、助成費支出額が被保険者等負担金の額から条例に規定する一部負担金に相当する額を控除した額を超えるときは、当該控除した額を記入すること。

3 及び 4 略

令の規定により所得税を納める義務がない者とする。

様式第5号(第7条関係)

特別医療費経理状況調

( 年度 / 四半期) 市町村名

略

(注) 1 略

2 支出済額の欄のうち、条例別表第3号、条例別表第4号、条例別表第5号及び条例別表第6号のそれぞれの金額については、支出済額が被保険者等負担金の額から条例に規定する一部負担金に相当する額を控除した額を超えるときは、当該控除した額を記入すること。

3 略

様式第6号(第8条関係)

特別医療費補助事業実績報告書

職 氏 名 様

鳥取県特別医療費助成条例施行規則第8条の規定に基づき、年度における事業実績を次のとおり報告します。

市町村長 氏 名 印

略

(注) 1 略

2 助成費支出額の欄のうち、条例別表第3号、条例別表第4号、条例別表第5号及び条例別表第6号のそれぞれの金額については、助成費支出額が被保険者等負担金の額から条例に規定する一部負担金に相当する額を控除した額を超えるときは、当該控除した額を記入すること。

3 及び 4 略

附 則

この規則は、平成14年4月1日から施行する。

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成14年 3月29日

鳥取県知事 片 山 善 博

## 鳥取県規則第36号

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部を改正する規則

第1条 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則（昭和49年鳥取県規則第31号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条及び項の表示に下線が引かれた条及び項（以下「移動条項」という。）に対応する同表の改正後の欄中条及び項の表示に下線が引かれた条及び項（以下「移動後条項」という。）が存在する場合には、当該移動条項を当該移動後条項とし、移動後条項に対応する移動条項が存在しない場合には、当該移動後条項（以下「追加条項」という。）を加える。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（条の表示及び追加条項を除く。）を加える。

| 改 正 後  | 改 正 前  |
|--|--|
| <p>(医療費の公費負担の申請等)</p> <p>第9条 略</p> <p>2及び3 略</p> <p><u>4 政令第4条の2第4項の規定による患者票の返納は、様式第10号の2による届出書に患者票を添えて行わなければならない。</u></p> <p>(変更の届出等)</p> <p>第22条 略</p> <p>(精神障害者保健福祉手帳の返還)</p> <p><u>第23条 法第45条の2第1項又は政令第10条第2項若しくは第10条の2第1項の規定による精神障害者保健福祉手帳の返還は、様式第28号による届出書に精神障害者保健福祉手帳を添えて行わなければならない。</u></p> <p>(精神障害者社会復帰施設の設置等の届出)</p> <p><u>第24条 法第50条第2項の規定による届出は、様式第29号による届出書により行わなければならない。</u></p> <p><u>2 法第50条第3項の規定による届出は、様式第30号による届出書により行わなければならない。</u></p> <p><u>3 法第50条第4項の規定による届出は、様式第31号による届出書により行わなければならない。</u></p> <p>(精神障害者居宅生活支援事業の実施の届出)</p> <p><u>第25条 法第50条の3第1項の規定による届出は、様式第32号による届出書により行わなければならない。</u></p> <p><u>2 法第50条の3第2項の規定による届出は、様式第33号による届出書により行わなければならない。</u></p> <p><u>3 法第50条の3第3項の規定による届出は、様式第34号による届出書により行わなければならない。</u></p> | <p>(医療費の公費負担の申請等)</p> <p>第9条 略</p> <p>2及び3 略</p> <p>(変更の届出等)</p> <p>第22条 略</p> |

|  |  |
|--|--|
| <p>(書類の経由)</p> <p>第26条 法、政令、省令又はこの規則の規定により提出する書類(法又は政令の規定により精神障害者の居住地を管轄する市町村長を経由して提出することとされるものを除く。)は、所轄保健所の長を経由して提出しなければならない。</p> | <p>(書類の経由)</p> <p>第23条 法、政令、省令又はこの規則の規定により提出する書類は、所轄保健所の長を経由して提出しなければならない。</p> |
|--|--|

第2条 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部を次のように改正する。

様式第9号中 「保健所名」 を 「市町村名」 に、 「性別 男 女」 を 「性別」

に改める。

様式第10号を次のように改める。

様式第10号 (第9条関係)

|       |       |
|-------|-------|
| 市町村名  |       |
| 受理年月日 | 年 月 日 |

通院医療機関変更届出書

職 氏 名 様

医療機関を変更したいので、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令第4条の2第3項の規定により届け出ます。

年 月 日

届出者 住所  
 氏名 ⑧  
 受給者との続柄  
 現在の受給者番号

|          |              |     |              |                    |
|----------|--------------|-----|--------------|--------------------|
| 受 給 者    | 受 給 者<br>番 号 | 第 号 | 患者票の<br>有効期間 | 年 月 日から<br>年 月 日まで |
|          | フリガナ<br>氏 名  |     | 性 別          | 生年月日               |
|          | 住 所          |     |              |                    |
| 現在通院している | 所 在 地        |     |              |                    |

|            |       |  |
|------------|-------|--|
| 医療機関       | 名 称   |  |
| 変更しようとする   | 所 在 地 |  |
| 医療機関       | 名 称   |  |
| 変更しようとする理由 |       |  |

様式第10号の次に次の1様式を加える。

様式第10号の2 (第9条関係)

|             |
|-------------|
| 市町村名        |
| 受理年月日 年 月 日 |

患者票返納届

職 氏 名 様

精神障害について医療を受ける必要がなくなったので、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令第4条の2第4項の規定により、患者票を返納します。

年 月 日

届出者 住所

氏名

印

受給者との続柄

| 受 給 者   | 受 給 者<br>番 号 | 第 号 | 患者票の<br>有効期間 |      | 年 月 日から<br>年 月 日まで |  |
|---------|--------------|-----|--------------|------|--------------------|--|
|         | フリガナ<br>氏 名  |     | 性 別          | 生年月日 |                    |  |
|         | 住 所          |     |              |      |                    |  |
| 返 納 理 由 |              |     |              |      |                    |  |
| 備 考     |              |     |              |      |                    |  |

様式第27号中 「保健所名」 を 「市町村名」 に改める。

様式第27号の次に次の7様式を加える。

様式第28号 (第23条関係)

|       |       |
|-------|-------|
| 市町村名  |       |
| 受理年月日 | 年 月 日 |

精神障害者保健福祉手帳返還届

職 氏 名 様

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条の2第1項(精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令第10条第2項・第10条の2第1項)の規定により、精神障害者保健福祉手帳を返還します。

年 月 日

届出者 住所  
氏名

印

|         |     |  |      |  |
|---------|-----|--|------|--|
| 精神障害者   | 氏 名 |  | 手帳番号 |  |
|         | 住 所 |  |      |  |
| 返 還 理 由 |     |  |      |  |
| 備 考     |     |  |      |  |

様式第29号 (第24条関係)

精神障害者社会復帰施設設置届

職 氏 名 様

精神障害者社会復帰施設を設置したいので、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第50条第2項の規定により届け出ます。

年 月 日

届出者 住所  
氏名

印

(法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

|                     |                         |   |       |
|---------------------|-------------------------|---|-------|
| 施 設                 | 名 称                     |   |       |
|                     | 種 類                     |   |       |
|                     | 所 在 地                   |   |       |
| 設 置 者               | 氏名 (法人にあつては、名称)         |   |       |
|                     | 住所 (法人にあつては、主たる事務所の所在地) |   |       |
|                     | 法人以外の者にあつては、<br>経歴      |   |       |
| 建物その他の<br>設備の規模及び構造 | 敷 地                     | 面 積   |       |
|                     |                         | 敷地の所有権の有無<br>(所有権を有しない<br>場合にあつては、当<br>該敷地の利用に關する<br>権利の種類) |       |
|                     | 建 物                     | 延 べ 床 面 積   |       |
|                     |                         | 構 造   |       |
|                     |                         | 建 築 年 月 日   | 年 月 日 |
| 設 備 の 概 要           |                         |   |       |
| 運 営 の 方 針           |                         |   |       |
| 利 用 定 員             |                         |   |       |
| 職 員                 | 定 数                     |   |       |
|                     | 職 務 の 内 容               |   |       |
| 事 業 開 始 の 予 定 年 月 日 |                         | 年 月 日   |       |

## 添付書類

- 1 条例、定款その他の基本約款
- 2 施設の長その他主な職員の氏名及び経歴を記載した書類
- 3 収支予算書及び事業計画書
- 4 施設の位置図並びに建物の配置図及び各階平面図

様式第30号 (第24条関係)

## 精神障害者社会復帰施設変更届

職 氏 名 様

精神障害者社会復帰施設の届出事項に変更が生じたので、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第50条第3項の規定により届け出ます。

年 月 日

届出者 住所

氏名

⑩

(法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)



|                        |        |        |          |  |
|------------------------|--------|--------|----------|--|
| 施 設                    | 名 称    |        |          |  |
|                        | 種 類    |        |          |  |
|                        | 所 在 地  |        |          |  |
| 変 更 事 項<br>(変 更 年 月 日) | 変更前の内容 | 変更後の内容 | 変更が生じた理由 |  |
| ( 年 月 日)               |        |        |          |  |
| ( 年 月 日)               |        |        |          |  |
| ( 年 月 日)               |        |        |          |  |

様式第31号 (第24条関係)

精神障害者社会復帰施設廃止 (休止) 届

職 氏 名 様

精神障害者社会復帰施設を廃止 (休止) したいので、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第50条第4項の規定により届け出ます。

年 月 日

届出者 住所

氏名

印

(法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

|                          |                    |  |  |  |
|--------------------------|--------------------|--|--|--|
| 施 設                      | 名 称                |  |  |  |
|                          | 種 類                |  |  |  |
|                          | 所 在 地              |  |  |  |
| 廃止 (休止) しようとする年月日        | 年 月 日              |  |  |  |
| 廃止 (休止) の理由              |                    |  |  |  |
| 現に利用している者に対する措置          |                    |  |  |  |
| 休止の予定期間 (休止しようとする場合に限る。) | 年 月 日から<br>年 月 日まで |  |  |  |

様式第32号 (第25条関係)

精神障害者居宅生活支援事業実施届

職 氏 名 様

精神障害者居宅生活支援事業を実施したいので、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第50条の3第1項の規定により次のとおり届け出ます。

年 月 日

届出者 住所

氏名

⑩

(法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

|   |                          |       |
|---|--------------------------|-------|
| 事業の種類及び内容   |                          |       |
| 経営者の氏名及び住所（法人にあつては、名称及び主たる事務所の所在地）                  |                          |       |
| 職員の定数及び職務の内容  |                          |       |
| 事業の用に供する施設又は住居（精神障害者短期入所事業又は精神障害者地域生活援助事業を行う場合に限る。） | 名 称                      |       |
|   | 種類（精神障害者短期入所事業を行う場合に限る。） |       |
|   | 所 在 地                    |       |
|   | 入所（入居）定員                 |       |
| 事業開始の予定年月日  |                          | 年 月 日 |

添付書類

- 1 条例、定款その他の基本約款
- 2 主な職員の氏名及び経歴を記載した書類
- 3 収支予算書及び事業計画書

様式第33号（第25条関係）

精神障害者居宅生活支援事業変更届

職 氏 名 様

精神障害者居宅生活支援事業に係る届出事項に変更が生じたので、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第50条の3第2項の規定により届け出ます。

年 月 日

届出者 住所

氏名

印

(法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

|                 |        |        |          |
|-----------------|--------|--------|----------|
| 事業の種類及び内容       |        |        |          |
| 変更事項<br>(変更年月日) | 変更前の内容 | 変更後の内容 | 変更が生じた理由 |
| ( 年 月 日)        |        |        |          |
| ( 年 月 日)        |        |        |          |
| ( 年 月 日)        |        |        |          |

様式第34号 (第25条関係)

精神障害者居宅生活支援事業廃止 (休止) 届

職 氏 名 様

精神障害者居宅生活支援事業を廃止 (休止) したいので、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第50条の3第3項の規定により届け出ます。

年 月 日

届出者 住所

氏名

印

(法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

|                          |   |   |                |
|--------------------------|---|---|----------------|
| 事業の種類及び内容                |   |   |                |
| 廃止 (休止) しようとする年月日        | 年 | 月 | 日              |
| 廃止 (休止) の理由              |   |   |                |
| 現に利用している者に対する措置          |   |   |                |
| 休止の予定期間 (休止しようとする場合に限る。) | 年 | 月 | 日から<br>年 月 日まで |

## 附 則

- この規則は、平成14年4月1日から施行する。
- この規則の施行の際現に存する書類で、改正前の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の定めるところにより作成されているものは、改正後の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則（以下「新細則」という。）の規定にかかわらず、当分の間、所要の調整をした上で新細則に定める書類として使用することができる。

鳥取県立岩井長者寮管理規則及び鳥取県立福原荘管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成14年3月29日

鳥取県知事 片 山 善 博

## 鳥取県規則第37号

鳥取県立岩井長者寮管理規則及び鳥取県立福原荘管理規則の一部を改正する規則

(鳥取県立岩井長者寮管理規則の一部改正)

第1条 鳥取県立岩井長者寮管理規則（昭和39年鳥取県規則第48号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

| 改 正 後       |                                     |                 |                 | 改 正 前       |                                     |                 |                 |
|-------------|-------------------------------------|-----------------|-----------------|-------------|-------------------------------------|-----------------|-----------------|
| 附則別表        |                                     |                 |                 | 附則別表        |                                     |                 |                 |
| 区 分         |                                     | 金額（1人月額）        |                 | 区 分         |                                     | 金額（1人月額）        |                 |
|             |                                     | 大居室             | 小居室             |             |                                     | 大居室             | 小居室             |
| 略           |                                     |                 |                 | 略           |                                     |                 |                 |
| C 10階層      | 59,801円以上の所得税を納付することを要する者           | <u>163,570円</u> | <u>162,570円</u> | C 10階層      | 59,801円以上の所得税を納付することを要する者           | <u>163,770円</u> | <u>162,770円</u> |
| D階層         | 対象収入額が <u>4,172,881円</u> 以上である者     | <u>164,130円</u> | <u>163,130円</u> | D階層         | 対象収入額が <u>4,177,681円</u> 以上である者     | <u>164,330円</u> | <u>163,330円</u> |
| 備考 略        |                                     |                 |                 | 備考 略        |                                     |                 |                 |
| 別表（第6条の2関係） |                                     |                 |                 | 別表（第6条の2関係） |                                     |                 |                 |
| 区 分         |                                     | 金額（1人月額）        |                 | 区 分         |                                     | 金額（1人月額）        |                 |
|             |                                     | 大居室             | 小居室             |             |                                     | 大居室             | 小居室             |
| 略           |                                     |                 |                 | 略           |                                     |                 |                 |
| 20階層        | 対象収入額が3,300,001円以上3,400,000円以下であるとき | <u>163,570円</u> | <u>162,570円</u> | 20階層        | 対象収入額が3,300,001円以上3,400,000円以下であるとき | <u>163,770円</u> | <u>162,770円</u> |
| 21階層        | 対象収入額が3,400,001円以上4,172,880円以下であるとき | <u>163,570円</u> | <u>162,570円</u> | 21階層        | 対象収入額が3,400,001円以上4,177,680円以下であるとき | <u>163,770円</u> | <u>162,770円</u> |
| 22階層        | 対象収入額が4,172,881円以上であるとき             | <u>164,130円</u> | <u>163,130円</u> | 22階層        | 対象収入額が4,177,681円以上であるとき             | <u>164,330円</u> | <u>163,330円</u> |

備考 略

備考 略

(鳥取県立福原荘管理規則の一部改正)

第2条 鳥取県立福原荘管理規則(昭57年鳥取県規則第13号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

| 改 正 後     |                                     |                 |                 | 改 正 前     |                                     |                 |                 |
|-----------|-------------------------------------|-----------------|-----------------|-----------|-------------------------------------|-----------------|-----------------|
| 附則別表      |                                     |                 |                 | 附則別表      |                                     |                 |                 |
| 区 分       |                                     | 金額(1人月額)        |                 | 区 分       |                                     | 金額(1人月額)        |                 |
|           |                                     | 大居室             | 小居室             |           |                                     | 大居室             | 小居室             |
| 略         |                                     |                 |                 | 略         |                                     |                 |                 |
| C 10階層    | 59,801円以上の所得税を納付することを要する者           | <u>163,570円</u> | <u>162,570円</u> | C 10階層    | 59,801円以上の所得税を納付することを要する者           | <u>163,770円</u> | <u>162,770円</u> |
| D階層       | 対象収入額が4,172,881円以上である者              | <u>163,900円</u> | <u>162,900円</u> | D階層       | 対象収入額が4,177,681円以上である者              | <u>164,100円</u> | <u>163,100円</u> |
| 備考 略      |                                     |                 |                 | 備考 略      |                                     |                 |                 |
| 別表(第5条関係) |                                     |                 |                 | 別表(第5条関係) |                                     |                 |                 |
| 区 分       |                                     | 金額(1人月額)        |                 | 区 分       |                                     | 金額(1人月額)        |                 |
|           |                                     | 大居室             | 小居室             |           |                                     | 大居室             | 小居室             |
| 略         |                                     |                 |                 | 略         |                                     |                 |                 |
| 20階層      | 対象収入額が3,300,001円以上3,400,000円以下であるとき | <u>163,570円</u> | <u>162,570円</u> | 20階層      | 対象収入額が3,300,001円以上3,400,000円以下であるとき | <u>163,770円</u> | <u>162,770円</u> |
| 21階層      | 対象収入額が3,400,001円以上4,172,880円以下であるとき | <u>163,570円</u> | <u>162,570円</u> | 21階層      | 対象収入額が3,400,001円以上4,177,680円以下であるとき | <u>163,770円</u> | <u>162,770円</u> |
| 22階層      | 対象収入額が4,172,881円以上であるとき             | <u>163,900円</u> | <u>162,900円</u> | 22階層      | 対象収入額が4,177,681円以上であるとき             | <u>164,100円</u> | <u>163,100円</u> |
| 備考 略      |                                     |                 |                 | 備考 略      |                                     |                 |                 |

附 則

この規則は、公布の日から施行し、第1条の規定による改正後の鳥取県立岩井長者寮管理規則及び第2条の規定による改正後の鳥取県立福原荘管理規則の規定は、平成13年12月1日から適用する。

鳥取県立保育専門学院学則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成14年 3月29日

鳥取県知事 片 山 善 博

## 鳥取県規則第38号

鳥取県立保育専門学院学則の一部を改正する規則

鳥取県立保育専門学院学則（昭和53年鳥取県規則第16号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下「追加条」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（追加条を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分に改める。

| 改 正 後   | 改 正 前   |
|---|---|
| 目次<br>第1章～第3章 略<br>第4章 教育課程（第6条・第6条の2）<br>第5章～第10章 略<br>附則<br><br><u>（修業教科目及び単位数）</u><br>第6条 略<br><br><u>（単位の算定方法）</u><br>第6条の2 修業教科目の単位数は、次に掲げる基準により算定するものとする。<br><u>（1） 授業の方法が講義及び演習であるものについては、15時間から30時間までの範囲内で知事が別に定める時間の授業をもって1単位とする。ただし、別表第1の必修科目の項に掲げる修業教科目及び同表の選択必修科目の項の基礎技能に掲げる修業教科目の授業で個人指導による演習に該当するものについては、知事が別に定める時間の授業をもって1単位とすることができる。</u><br><u>（2） 授業の方法が実習及び実技であるものについては、30時間から45時間までの範囲内で知事が別に定める時間の授業をもって1単位とする。</u><br>2 前項の規定にかかわらず、別表第1に掲げる修業教科目のうち情報処理、国際理解、総合演習及び自然観察体験については、これらの学修等の成果を評価して単位を授与することが適切と認められる場合には、これらに必要な学修等を考慮して単位数を定めることができる。 | 目次<br>第1章～第3章 略<br>第4章 教育課程（第6条）<br>第5章～第10章 略<br>附則<br><br>第6条 略 |
| 第5章 単位の修得、進級及び卒業  | 第5章 単位の修得、進級及び卒業  |
| 別表第1（第6条関係）   | 別表第1（第6条関係）   |

| 系 列           | 修業教科目             | 授業の方法    | 単位数    |   |
|---------------|-------------------|----------|--------|---|
| 教養科目          | 人権論               | 講義       | 1      |   |
|               | 法学(日本国憲法)         | 講義       | 1      |   |
|               | 生物学               | 講義       | 2      |   |
|               | 情報処理              | 演習       | 1      |   |
|               | 国際理解              | 演習       | 1      |   |
|               | 英語                | 演習       | 2      |   |
|               | 体育講義              | 講義       | 1      |   |
|               | 体育実技              | 実技       | 1      |   |
| 必修科目          | 社会福祉              | 講義       | 2      |   |
|               | 社会福祉援助技術          | 演習       | 2      |   |
|               | 児童福祉              | 講義       | 2      |   |
|               | 保育原理              | 講義       | 4      |   |
|               | 養護原理              | 講義       | 2      |   |
|               | 教育原理              | 講義       | 2      |   |
|               | 発達心理学             | 講義       | 2      |   |
|               | 教育心理学             | 講義       | 2      |   |
|               | 小児保健              | 講義<br>実習 | 4<br>1 |   |
|               | 小児栄養              | 演習       | 2      |   |
| 科目            | 精神保健              | 講義       | 2      |   |
|               | 家族援助論             | 講義       | 2      |   |
|               | 環境                | 演習       | 1      |   |
|               | 人間関係              | 演習       | 1      |   |
|               | 言葉                | 演習       | 1      |   |
|               | 健康                | 演習       | 1      |   |
|               | 表現(造形)            | 演習       | 1      |   |
|               | 表現(音楽リズム)         | 演習       | 1      |   |
|               | 乳児保育              | 演習       | 2      |   |
|               | 障害児保育             | 演習       | 1      |   |
| 基礎技能          | 養護内容              | 演習       | 1      |   |
|               | 基礎音楽              | 演習       | 2      |   |
|               | レクリエーション指導法       | 演習       | 1      |   |
| 保育実習          | 図画工作              | 演習       | 1      |   |
|               | 保育実習              | 実習       | 5      |   |
| 総合演習          | 総合演習              | 演習       | 2      |   |
| 選択必修科目        | 保育の本質・目的の理解に関する科目 | 同和保育     | 講義     | 2 |
|               |                   | 自然観察体験   | 演習     | 1 |
|               | 保育の対象の理解に関する科目    | カウンセリング論 | 演習     | 1 |
|               |                   | 保育計画論    | 演習     | 1 |
|               | 保育の内容・方法の理解に関する科目 | 国語表現     | 演習     | 1 |
|               |                   | 児童文化     | 演習     | 2 |
|               |                   | 乳児保育実習   | 実習     | 1 |
|               |                   | 表現リズム    | 演習     | 1 |
|               | 基礎技能              | 造形       | 演習     | 1 |
|               |                   | ピアノ      | 演習     | 2 |
| 総合音楽          |                   | 演習       | 1      |   |
| ピアノ           |                   | 演習       | 1      |   |
| 保育実習          | 体育                | 演習       | 2      |   |
|               | 保育実習              | 実習       | 2      |   |
| 老人福祉の理解に関する科目 | 保育実習              | 実習       | 2      |   |
|               | 老人福祉              | 講義       | 4      |   |
|               | 老人介護演習            | 演習       | 2      |   |
|               | 老人介護実習            | 実習       | 1      |   |

| 系 列           | 修業教科目             | 単位数              |   |
|---------------|-------------------|------------------|---|
| 基礎科目          | 文学                | 2                |   |
|               | 社会学               | 2                |   |
|               | 法学(日本国憲法)         | 1                |   |
|               | 心理学               | 2                |   |
|               | 生物学               | 2                |   |
|               | 英語 (演習)           | 2                |   |
|               | 体育講義              | 1                |   |
|               | 体育実技              | 1                |   |
| 専門的科目         | 社会福祉 (講義)         | 2                |   |
|               | 社会福祉 (演習)         | 2                |   |
|               | 児童福祉 (講義)         | 2                |   |
|               | 保育原理 (講義)         | 4                |   |
|               | 養護原理 (講義)         | 2                |   |
|               | 教育原理 (講義)         | 2                |   |
|               | 発達心理学 (講義)        | 2                |   |
|               | 教育心理学 (講義)        | 2                |   |
|               | 小児保健 (講義)         | 4                |   |
|               | 小児保健実習(実習)        | 1                |   |
| 科目            | 小児栄養 (講義)         | 2                |   |
|               | 小児栄養実習(実習)        | 1                |   |
|               | 精神保健 (講義)         | 2                |   |
|               | 環境 (演習)           | 1                |   |
|               | 人間関係 (演習)         | 1                |   |
|               | 言葉 (演習)           | 1                |   |
|               | 健康 (演習)           | 1                |   |
|               | 表現(造形) (演習)       | 1                |   |
|               | 保育内容総論(演習)        | 1                |   |
|               | 乳児保育 (講義)         | 2                |   |
| 基礎技能          | 音楽 (演習)           | 2                |   |
|               | 図画工作 (演習)         | 2                |   |
| 保育実習          | 体育 (演習)           | 2                |   |
|               | 保育実習 (実習)         | 5                |   |
| 選択必修科目        | 保育の本質・目的の理解に関する科目 | 保育原理 (講義)        | 2 |
|               |                   | 同和保育 (講義)        | 2 |
|               | 保育の対象の理解に関する科目    | 発達心理学 (演習)       | 1 |
|               |                   | 臨床心理学 (演習)       | 1 |
|               | 保育の内容・方法の理解に関する科目 | 表現(音楽リズム) (演習)   | 2 |
|               |                   | 養護内容 (演習)        | 1 |
|               |                   | 乳児保育 (演習)        | 1 |
|               |                   | 障害児保育 (演習)       | 1 |
|               |                   | 児童文化 (演習)        | 2 |
|               |                   | レクリエーション指導法 (演習) | 1 |
| 基礎技能          | 卒業研究 (演習)         | 2                |   |
|               | 音楽 (演習)           | 2                |   |
|               | 音楽 (演習)           | 1                |   |
|               | 保育実習 (実習)         | 2                |   |
| 保育実習          | 保育実習 (実習)         | 2                |   |
|               | 保育実習 (実習)         | 2                |   |
| 老人福祉の理解に関する科目 | 老人福祉 (講義)         | 2                |   |
|               | 老人介護実技(実技)        | 2                |   |
|               | 老人介護実習(実習)        | 1                |   |

別表第2 (第9条関係)

| 系 列     | 修業教科目数                 | 単位数 |
|---------|------------------------|-----|
| 教 養 科 目 | 8                      | 10  |
| 必 修 科 目 | 26                     | 50  |
| 選択必修科目  | 13 (老人福祉の理解に関する科目を除く。) | 18  |

備考

- 1 選択必修科目のうち、総合音楽又はピアノ についてはいずれか1科目1単位を、保育実習 又は保育実習 についてはいずれか1科目2単位を選択するものとする。
- 2 選択必修科目のうち老人福祉の理解に関する科目及び単位数を習得した生徒に対しては、介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第3条第1項第2号の訪問介護員養成研修に係る2級課程の修了証明書を授与する。

別表第2 (第9条関係)

| 系 列       | 修業教科目数         | 単位数 |
|-----------|----------------|-----|
| 基 礎 科 目   | 8 (外国語・体育を含む。) | 13  |
| 専 門 的 科 目 | 24             | 47  |
| 選択必修科目    | 12             | 19  |

備考

- 1 選択必修科目のうち、発達心理学 又は臨床心理学並びに養護内容又は音楽 については、それぞれいずれか1科目1単位を、保育実習 又は保育実習 については、いずれか1科目2単位を選択するものとする。
- 2 選択必修科目のうち老人福祉の理解に関する科目及び単位数を習得した生徒に対しては、介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第2条の2第1項第2号の訪問介護員養成研修に係る2級課程の修了証明書を授与する。

附 則

- 1 この規則は、平成14年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の日（以下「施行日」という。）の前日に鳥取県立保育専門学院に在学していた者で施行日以後引き続き在学するものに係る教育課程並びに卒業に必要な修業教科目数及び単位数については、改正後の鳥取県立保育専門学院学則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

鳥取県児童福祉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成14年3月29日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県規則第39号

鳥取県児童福祉法施行細則の一部を改正する規則

鳥取県児童福祉法施行細則（平成3年鳥取県規則第20号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

| 改 正 後  | 改 正 前 |     |  |      |     |     |  |  |  |      |     |  |      |     |     |  |  |
|--|-------|-----|--|------|-----|-----|--|--|--|------|-----|--|------|-----|-----|--|--|
| <p>様式第38号（第26条関係）</p> <p>(表面)</p> <p>年度鳥取県保育士試験受験申請書</p> <p>職 氏 名 様</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>受験番号</td> <td colspan="2">月 日</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">実地試験</td> <td>午 前</td> <td>午 後</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> </tr> </table> | 受験番号  | 月 日 |  | 実地試験 | 午 前 | 午 後 |  |  | <p>様式第38号（第26条関係）</p> <p>(表面)</p> <p>年度鳥取県保育士試験受験申請書</p> <p>職 氏 名 様</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>受験番号</td> <td colspan="2">月 日</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">実地試験</td> <td>午 前</td> <td>午 後</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> </tr> </table> | 受験番号 | 月 日 |  | 実地試験 | 午 前 | 午 後 |  |  |
| 受験番号   | 月 日   |     |  |      |     |     |  |  |  |      |     |  |      |     |     |  |  |
| 実地試験   | 午 前   | 午 後 |  |      |     |     |  |  |  |      |     |  |      |     |     |  |  |
|  |       |     |  |      |     |     |  |  |  |      |     |  |      |     |     |  |  |
| 受験番号   | 月 日   |     |  |      |     |     |  |  |  |      |     |  |      |     |     |  |  |
| 実地試験   | 午 前   | 午 後 |  |      |     |     |  |  |  |      |     |  |      |     |     |  |  |
|  |       |     |  |      |     |     |  |  |  |      |     |  |      |     |     |  |  |



鳥取県保育士試験を受けたいので、必要書類を添えて申請します。

年 月 日

| 略                 |                            |       |         |     | 略 |
|-------------------|----------------------------|-------|---------|-----|---|
| 科 目 名             | 合格した<br>都道府県<br>又は学校<br>名等 | 証明書番号 | 証明書交付年月 | 確認欄 |   |
| 社 会 福 祉           |                            | 第 号   | 年 月     |     |   |
| 児 童 福 祉           |                            | 第 号   | 年 月     |     |   |
| 発達心理学及<br>び精神保健   |                            | 第 号   | 年 月     |     |   |
| 小 児 保 健           |                            | 第 号   | 年 月     |     |   |
| 小 児 栄 養           |                            | 第 号   | 年 月     |     |   |
| 保 育 原 理           |                            | 第 号   | 年 月     |     |   |
| 教育原理及び<br>養 護 原 理 |                            | 第 号   | 年 月     |     |   |
| 保 育 実 習           |                            | 第 号   | 年 月     |     |   |

略

(記入上の注意) 略

(裏面) 略

鳥取県保育士試験を受けたいので、必要書類を添えて申請します。

年 月 日

| 略                 |                            |       |         |     | 略 |
|-------------------|----------------------------|-------|---------|-----|---|
| 科 目 名             | 合格した<br>都道府県<br>又は学校<br>名等 | 証明書番号 | 証明書交付年月 | 確認欄 |   |
| 社 会 福 祉           |                            | 第 号   | 年 月     |     |   |
| 児 童 福 祉           |                            | 第 号   | 年 月     |     |   |
| 児童心理学及<br>び精神保健   |                            | 第 号   | 年 月     |     |   |
| 保健衛生学及<br>び生理学    |                            | 第 号   | 年 月     |     |   |
| 看護学及び実習           |                            | 第 号   | 年 月     |     |   |
| 栄 養 学 及 び<br>実 習  |                            | 第 号   | 年 月     |     |   |
| 保育原理及び<br>教 育 原 理 |                            | 第 号   | 年 月     |     |   |
| 保 育 実 習           |                            | 第 号   | 年 月     |     |   |

略

(記入上の注意) 略

(裏面) 略

附 則

この規則は、平成14年 4月 1日から施行する。

理学療法士及び作業療法士修学資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成14年 3月29日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県規則第40号

理学療法士及び作業療法士修学資金貸付規則の一部を改正する規則

第 1 条 理学療法士及び作業療法士修学資金貸付規則（昭和49年鳥取県規則第23号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「移動号」という。）に対応する同表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「移動後号」という。）が存在する場合には、当該移動号を当該移動後号とし、移動後号に対応する移動号が存在しない場合には、当該移動後号（以下「追加号」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（号の表示を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（号の表示及び追加号を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|-------|-------|
|       |       |

理学療法士等修学資金貸付規則

## (目的)

第1条 この規則は、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の養成施設に在学する者で、将来県内において理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の業務に従事しようとするものに対し、修学上必要な資金(以下「修学資金」という。)を貸し付けることにより、県内の理学療法士、作業療法士及び言語聴覚士の充実に資することを目的とする。

## (定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1)及び(2) 略

(3) 言語聴覚士 言語聴覚士法(平成9年法律第132号)第2条に規定する言語聴覚士をいう。

(4) 養成施設 法第11条第1号若しくは第2号に規定する文部科学大臣が指定した学校若しくは厚生労働大臣が指定した理学療法士養成施設、法第12条第1号若しくは第2号に規定する文部科学大臣が指定した学校若しくは厚生労働大臣が指定した作業療法士養成施設又は言語聴覚士法第33条第1号から第3号まで若しくは第5号に規定する文部科学大臣が指定した学校若しくは厚生労働大臣が指定した言語聴覚士養成所、大学(短期大学を除き、同条第4号に規定する厚生労働大臣の指定する科目を修めようとする場合に限る。)若しくは職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号)第27条第1項に規定する職業能力開発総合大学の長期課程(言語聴覚士法第33条第4号に規定する厚生労働大臣の指定する科目を修めようとする場合に限る。)をいう。

## (修学資金借受者の資格)

第3条 修学資金の貸付けを受けることができる者は、次に掲げる要件を備えていなければならない。

(1) 略

(2) 将来県内において理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の業務に従事しようとする者であること。

(3) 略

(修学資金の額等)

理学療法士及び作業療法士修学資金貸付規則

## (目的)

第1条 この規則は、理学療法士又は作業療法士の養成施設に在学する者で、将来県内において理学療法士又は作業療法士の業務に従事しようとするものに対し、修学上必要な資金(以下「修学資金」という。)を貸し付けることにより、県内の理学療法士及び作業療法士の充実に資することを目的とする。

## (定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1)及び(2) 略

(3) 養成施設 法第11条第1号若しくは第2号に規定する文部科学大臣が指定した学校又は厚生労働大臣が指定した理学療法士養成施設又は法第12条第1号若しくは第2号に規定する文部科学大臣が指定した学校若しくは厚生労働大臣が指定した作業療法士養成施設をいう。

## (修学資金借受者の資格)

第3条 修学資金の貸付けを受けることができる者は、次に掲げる要件を備えていなければならない。

(1) 略

(2) 将来県内において理学療法士又は作業療法士の業務に従事しようとする者であること。

(3) 略

(修学資金の額等)

第4条 修学資金の月額、国又は地方公共団体が設置した養成施設に在学している者にあつては3万2,000円、国及び地方公共団体以外の者が設置した養成施設に在学している者にあつては3万6,000円とする。

2～4 略

(貸付申請)

第6条 修学資金の貸付けを受けようとする者は、修学資金貸付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。

(1)～(3) 略

(4) 修学資金の貸付けを受けようとする理由を記載した書面

(返還債務の履行の猶予)

第11条 知事は、修学生が次の各号のいずれかに該当するときは、修学資金の返還の債務の履行を猶予することができる。

(1) 県内において理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の業務に従事しているとき。

(2)及び(3) 略

2及び3 略

(届出)

第13条 修学生は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに当該各号に掲げる書類を知事に提出しなければならない。

(1)～(6) 略

(7) 県内において理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の業務に従事したとき。就業届(様式第13号)

(8) 略

(9) 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の業務を廃止したとき。業務廃止届(様式第15号)

(10) 略

2及び3 略

第4条 修学資金の月額、国又は地方公共団体が設置した養成施設に在学している者にあつては3万2,000円、国又は地方公共団体以外の者が設置した養成施設に在学している者にあつては3万6,000円とする。

2～4 略

(貸付申請)

第6条 修学資金の貸付けを受けようとする者は、修学資金貸付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。

(1)～(3) 略

(返還債務の履行の猶予)

第11条 知事は、修学生が次の各号の一に該当するときは、修学資金の返還の債務の履行を猶予することができる。

(1) 県内において理学療法士又は作業療法士の業務に従事しているとき。

(2)及び(3) 略

2及び3 略

(届出)

第13条 修学生は、次の各号の一に該当するときは、直ちに当該各号に掲げる書類を知事に提出しなければならない。

(1)～(6) 略

(7) 県内において理学療法士又は作業療法士の業務に従事したとき。就業届(様式第13号)

(8) 略

(9) 理学療法士又は作業療法士の業務を廃止したとき。業務廃止届(様式第15号)

(10) 略

2及び3 略

第2条 理学療法士及び作業療法士修学資金貸付規則の一部を次のように改正する。

様式第1号中 「理学療法士・作業療法士」 を 「理学療法士・作業療法士・言語聴覚士」 に改める。

様式第2号中「作業療法士」の次に「・言語聴覚士」を加える。

様式第4号中「理学療法士及び作業療法士修学資金貸付規則」を「理学療法士等修学資金貸付規則」に改める。

様式第5号の2中「

」を削り、

「理学療法士・作業療法士」

を

「理学療法士・作業療法士・

言語聴覚士

」に改める。

様式第6号から様式第12号までの規定中

「理学療法士・作業療法士」

を

「理学療法士・作業療法士・言

語聴覚士

」に改める。

様式第13号中「作業療法士」の次に「・言語聴覚士」を加える。

様式第14号中

「理学療法士・作業療法士」

を

「理学療法士・作業療法士・言語聴覚士」

」に改める。

様式第15号及び様式第16号中「作業療法士」の次に「・言語聴覚士」を加える。

様式第17号中

「理学療法士・作業療法士」

を

「理学療法士・作業療法士・言語聴覚士」

」に改める。

様式第18号中「作業療法士」の次に「・言語聴覚士」を加える。

附 則

この規則は、平成14年4月1日から施行する。